

四	三	二	一	○省令平成三十号
發行方法	用振替法の適法	の法律項及びその根拠	發行の号名	財務省告示第百五十九号
務後格競債定特あ争争う。	札価の以律社債一法回利付國庫債券（二十一年）	（昭和二十二年法律第十四号）	第五条第十一項の規定に基づき、	財務大臣与謝野馨
大に競争市め別つ入込。	札格替適用機関は日本銀行とし、その規定	（昭和二十二年法律第十四号）	平成三十一年五月十一日	利付國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省告示第百五十九号）
臣行争入札場る参て札札がわ入札特も加、と發各れ札發別の者財務同一行にごとに大臣に行い、	（以下「価格競争入札」とする。）の規定	（昭和二十二年法律第十四号）	第五条第十一項の規定に基づき、	財務大臣与謝野馨
國るの債入募「と参加者による發行（以下「価格競争入札」とする。）の規定	（以下「振替法」という。）の規定	（昭和二十二年法律第十四号）	平成三十一年五月十一日	利付國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省告示第百五十九号）
市場での決別つ定參てを及非下「価額債入札」とい入	（以下「振替法」という。）の規定	（昭和二十二年法律第十四号）	第五条第十一項の規定に基づき、	財務大臣与謝野馨
た債格競債入札を場で競	（以下「振替法」という。）の規定	（昭和二十二年法律第十四号）	平成三十一年五月十一日	利付國債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省告示第百五十九号）

六

ハ
ロ
イ
発

特国行争非者特国
別債入価・別債
参市札格第参市
加場發競I加場

入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競II加場び札格第参市
行争額行争非者特国發競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
札格決
發競定
行争の

条特てづ財てづ財
第別、き政、き政
一會額發法額發法
項計面行第面行第
のに金し四金し四
規額額た條額た條
定で利第一八利一
に基百付項千付項
づ基八國の二國の
き十債規百債規
發七に定四に定
行億つに億つに
し円い基円い基

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を圃別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
.各の割高
申応りい
發別にご
行參よと
「加るに
と者發應
い・行募
う第へ限
。II以度
非下額
価一を
格國定
競債め
争市る
入場も
札特の

十 ロ イ 一 發	九 八 振 額 最 替 額 面 単 位 金 發 競 II 加 場	八 行 争 非 者 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 發 競 II 加 場 行 爭 額	七 行 争 非 者 入 債 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 II 加 場 發 競 II 加 場 行 爭 額
額そ額 面れ面 金ぞ金 額れ額 百の百 円応円 に募に つ価つ き格き 百百 円円 十銭 以上 の	平す額の振 成るの記替 .整載法 數又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 二十二 二十 千 二百 三十 万円	三百 二十二 一百 七十 億 七 千八 百 七十 万円
でた 三利 百付 二国 十債 二に 億つ 円い て、 額 面 金 額	七 百 八 十 七 億 七 千八 百 七十 万円	八 千 二 百 十 二 億 四 百 七 十万 円	七 八 百 十 二 億 四 百 七 十万 円

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(二)

すの国たは者にへにりに座も係
る税法金、又おた百算つにのる
こ率人額記はいだ分出い記と所
とをがに外てしのして載し得
が乗適當の國取、二十金前額記
でじ用該法得当金は振が
きたを非式人す該記
る金受居にでる國記
。額け住よあ者債
くる者りるがをじ當算れ簿収の
を所又算場非發た該式る中さ利
控得は出合居行金金にものれ子
除税外しに住時額額よの口るに

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{21}{100} \times \frac{35}{365}$$

(一) 年

む十式は二
も号に、募・
のによ払入一
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。前記の支払は、日本銀行が、平成四十一年三月二十日につき百円額面の金額を支払うものとする。

財務大臣から通知を受けた者

平成二十一年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
は銀行休業日に当たるときに
下、その翌営業日に支払う（以
規定する期日について同じ。）。